

特許業務法人 深見特許事務所 行動計画

所員が仕事と子育てを両立させることができ、所員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての所員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 9月 1日～令和 5年 3月31日まで

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業等、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和 2年11月～ 制度に関するパンフレットを作成し所員に配付

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

●令和 2年11月～ 研修の実施